

国民健康保険制度が 10月1日より変わります

●一定以上所得者の自己負担割合の引き上げ

70～74歳の人(高齢受給者)のうち、現役並み所得のある一定以上所得者の医療費負担が2割から3割に引き上げられます。

●高額療養費の自己負担限度額の引き上げ

【70歳未満の人】

医療機関で支払う医療費負担が高額となったときは、申請により後で払い戻しが受けられます。同一月に同一医療機関においてかかった医療費負担が自己負担限度額を超えていることが要件となりますが、この限度額が引き上げられます。

<自己負担限度額(月額)>

患者の区分	現 行	改 正 後
上位所得者 [基礎控除後の所得が600万円を超える世帯の人]	139,800円+1% (77,700円)	150,000円+1% (83,400円)
一 般 [上位所得者と低所得者以外の人]	72,300円+1% (40,200円)	80,100円+1% (44,400円)
低 所 得 者 [住民税非課税世帯等の人]	35,400円 (24,600円)	すえ置き

※「1%」とは、一定の限度額を超えた医療費の1%

一定の限度額はそれぞれ以下のとおり。

上位所得者は 現行：466,000円 → 改正後：500,000円

一般は 現行：241,000円 → 改正後：267,000円

※()内の額は、年間(12ヶ月間)に4回以上高額療養費の支給を受けた場合(多数該当)の4回目からの限度額

【70歳～74歳の人】

同一月に医療費の負担が下表の限度額を超えたとき、申請により超えた分の払い戻しが受けられます。

<自己負担限度額(月額)>

患者の区分	現 行		改 正 後	
	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
一定以上所得者 [現役世代の平均収入以上の所得がある人]	40,200円	72,300円+1% (40,200円)	44,400円	80,100円+1% (44,400円)
一 般 [一定以上所得者と低所得Ⅰ・Ⅱ以外の人]	12,000円	40,200円	すえ置き	44,400円
低 所 得 Ⅱ [世帯主及び世帯全員が住民税非課税の人]	8,000円	24,600円	すえ置き	すえ置き
低 所 得 Ⅰ [世帯主及び世帯全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する人]		15,000円		すえ置き

※「1%」とは、一定の限度額を超えた医療費の1%

一定の限度額は 現行：361,500円 → 改正後：267,000円

※()内の額は、年間(12ヶ月間)に4回以上高額療養費の支給を受けた場合(多数該当)の4回目からの限度額

●出産育児一時金の引き上げ

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が現行の30万円から35万円に引き上げられます。

●人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額の引き上げ

慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者(月収53万円以上)については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

電話で24時間・・・健康相談(無料)

24時間 無休

フリーダイヤル 0120-024-694

鏡野町は、医療費の患者負担が増加する中、町民の皆様が健康問題を気軽に電話でご相談いただくための「鏡野町健康相談24」を開設しております。

「鏡野町健康相談24」は鏡野町が国内最大手の電話健康相談専門会社にその業務を委託し、鏡野町専用のフリーダイヤル回線を設けております。

指定のフリーダイヤルにかけると、同社につながり、健康・医療・育児・介護・メンタルヘルス・医療機関情報などの分野別に医師・看護師・保健師・カウンセラーなど約330名の専属スタッフが24時間体制で相談(無料)に応じてくれます。どんな小さな悩み事でもお気軽にご利用ください。

なお、プライバシー保護のため、同社と鏡野町は生命の危険など緊急を要する場合を除き、具体的な相談内容の情報交換はいたしませんので、安心してご利用いただけます。